

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊運免第280号

令和7年8月13日

大雨災害に係る被災者に対する手数料の徴収免除について（通達）

令和7年8月10日から発生した県内地域の大雨災害（以下「大雨災害」という。）の被害の甚大さに鑑み、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第6条に基づき、下記のとおり被災者に対して手数料の徴収を免除することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 徴収を免除する手数料

別表「徴収免除対象手数料」のとおり

2 対象者

大雨災害により被災した者のうち、次に掲げる者

- (1) 運転免許証（第一種運転免許若しくは第二種運転免許又は仮運転免許に係る免許証）又は運転経歴証明書が、大雨災害により亡失、滅失、汚損等したため、再交付を受ける者
- (2) 保有する自動車が、大雨災害により亡失、損傷等して使用不能となったため、代替え自動車の自動車保管場所証明を申請する者
- (3) 保有する自動車の保管場所が大雨災害により使用不能となったため、代替地を保管場所とするための自動車保管場所証明を申請する者

3 免除申請期間

令和7年8月14日から令和7年12月26日まで

4 運用上の留意事項

手数料免除を決定するに当たっては、り災証明書や申立書等により被災した事実の確認を行い、具体的運用に関し疑義が生じた場合は、警察本部主管課長を経由して協議するなど、適正な運用に努められたい。

別表

徴収免除対象手数料

熊本県手数料条例条項	徴収を免除する手数料	手数料
第2条第1項第405号	運転免許証再交付手数料 ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,600円
	イ 仮運転免許に係る免許証	1,050円
第2条第1項第416号	運転経歴証明書再交付手数料	1,150円
第2条第1項第482号	自動車保管場所証明申請手数料	2,200円